南魚沼市の「介護保険料」

問介護保険課 介護保険係 ☎773・6675

6月中旬に「介護保険料決定通知書」を郵送します。年間の保険料額や納め方をご確認ください。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

保険料は、高齢者人口、介護サービス費用や利用者数の推計により決定します。

市の令和5年度保険料の「基準額」は、年額76,900円です。

保険料の納め方

大きく分けて特別徴収と普通徴収の2種類の納め方があります。

特別徴収　年金天引きによる納付（全6回）

普通徴収　口座振替か納付書による納付（全10回）

基本的には特別徴収ですが、次のいずれかに該当する人は普通徴収になります。

- 65歳になってから6～8か月以内の人
- 南魚沼市に転入してから6～8か月以内の人
- 年金の収入額が年額で18万円未満の人
- 令和4年度の保険料額が年の途中で大幅に減った人

また、年度の途中で保険料が増額になる人は増額分のみ普通徴収になり、保険料が減額になった人は特別徴収が中止となる場合があります。

口座振替は、手続きをした翌月から振替が開始されます。手続きをした月は、納付書で納めてください。

保険料の減免

「被災した」「著しい収入の減少があった」「債務返済を目的に財産を譲渡した」場合や、保険料が1～3段階の人で、特に生活に困っている場合は、申請により保険料が減額になることがあります。ご相談ください。

40歳～64歳の人（第2号被保険者）の保険料

加入の医療保険料（国民健康保険、職場の健康保険など）に介護保険料が含まれています。

64歳の人は、65歳になる前月分までを月割りで納めます。（65歳以上の保険料と重複はありません）

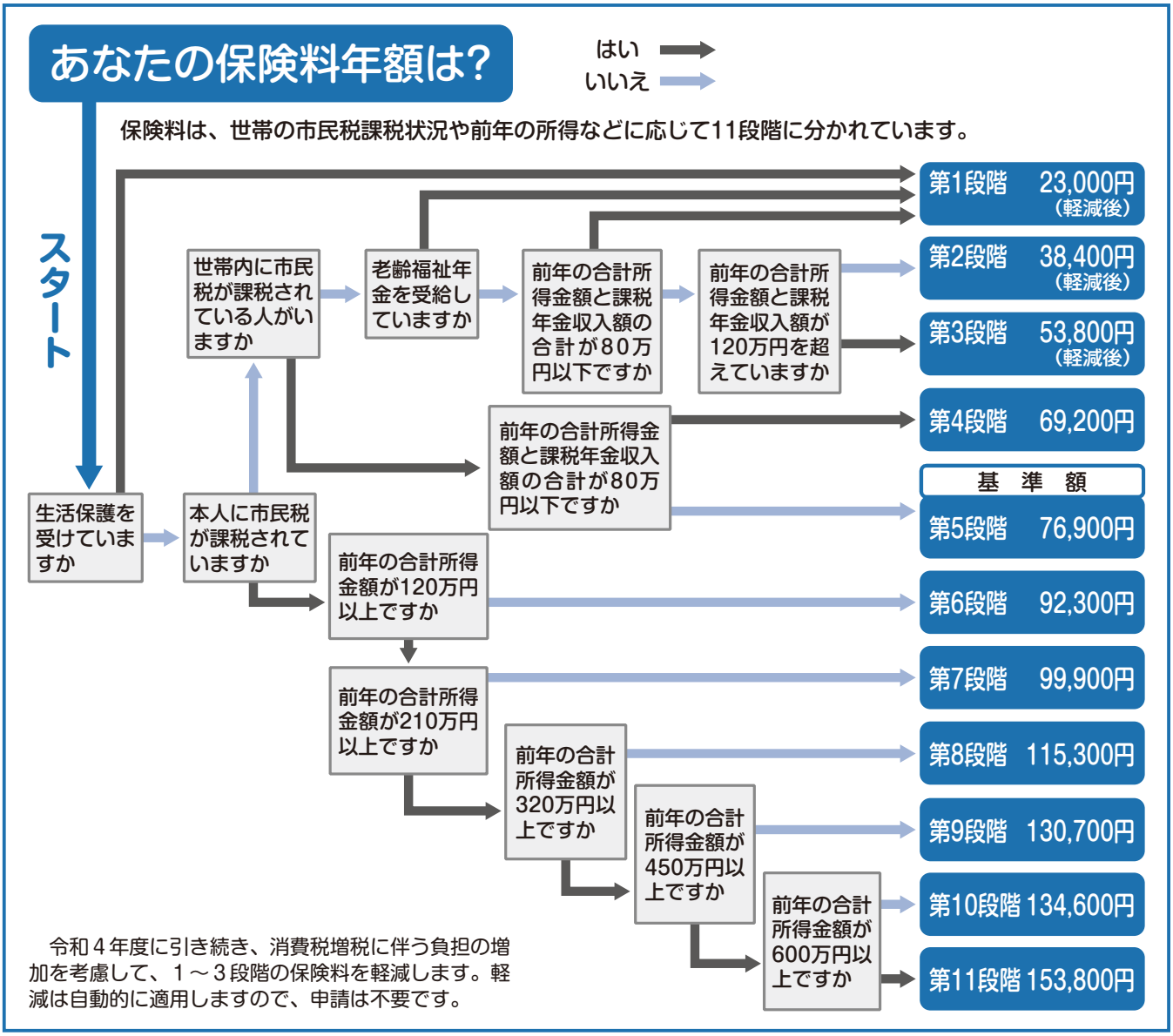

令和4年度に引き続き、消費税増税に伴う負担の増加を考慮して、1～3段階の保険料を軽減します。軽減は自動的に適用しますので、申請は不要です。